

答 申 書
(答 申 第 263 号)
平成 30 年 5 月 10 日

1 審査会の結論

電話受理記録に係る公文書について、別紙 1 の表の「非開示とした部分」欄に掲げる部分のうち、同表の「開示すべき部分」欄に掲げる各部分は開示すべきであるが、その余の部分を開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「大麻取締法に係る口頭指導（2 回）の決定書及び報告書（相手 ○○○町、法に基づく研究者免許取得者）」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、平成 28 年 12 月 20 日に作成した電話受理記録を対象公文書（以下「本件公文書」という。）と特定し、その一部が北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非開示情報（以下「1 号情報」という。）、同項第 2 号に規定する非開示情報（以下「2 号情報」という。）及び同項第 6 号に規定する非開示情報（以下「6 号情報」という。）に規定する非開示情報に該当するとして、平成 29 年 9 月 6 日付け医薬第 1607 号で公文書一部開示決定処分を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、開示請求した文書からは実施機関が報道機関に発表した「大麻研究者免許取得者に対し大麻の処分について 2 回指導した」事実が確認できないため、2 回指導した事実が確認できる公文書の開示を求めているものである。

(3) 本件公文書に係る非開示情報の該当性について

ア 実施機関は、当該公文書に記録されている情報の中で、公務員の職、氏名以外の個人の氏名及び連絡先については、個人のプライバシーに関する情報であり、通常、他人に知られたくないと認められることから 1 号情報に該当すると主張している。

イ 条例第 10 条第 1 項第 1 号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

ウ 次に、1 号情報以外の非開示部分であるが、実施機関では 3 行目～11 行目、16 行目～22 行目、24 行目～32 行目については事業を営む個人に対する指導・助言の情報及び当該指導・助言に至る内部検討の経過が含まれていることから開示することにより、事業運営上の不備等の風評が生ずるおそれがあり、当該個人の事業運営上の地位及び社会的評価が不当に損なわれると認められることから 2 号情報に該当するほか、将来同種の指導・助言等の実施に支障を生じ、事務又は事業の公平又は円滑な実施を著しく困難にすると認められることから 6 号情報に該当すると主張している。

エ 条例第 10 条第 1 項第 2 号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人

の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

オ 次に、条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締役等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

なお、本号に規定される「当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にする」と認められるには、開示することにより、将来の同種の事務等の円滑な実施を著しく困難にする抽象的な可能性があるだけでは足りず、そのことが客観的に判断できることが必要であると考えられる。

カ そこで、審査会としては、本件公文書を以下のとおり5つの段落部分に分け、おのおの非開示部分の妥当性について判断することとした。

キ まず、1行目～4行目であるが、1、2行目については元々の開示部分であり、月日、時間、公務員の所属、名前が記載されている。

但し、これだけでは当該公務員がこの月日、時間に何をしたのか不明であるため、電話したという事実は開示しても問題ないことから「先ほど〇〇氏に電話連絡したところ、」の部分と「との回答があった。」の部分のうち、1号情報に該当する個人名以外の部分の開示を妥当とし、電話連絡した内容については、事業を営む個人に対する道からの指導・助言に対する回答であり、開示することにより事業を営む個人の事業活動が不当に損なわれると認められるため、2号情報に該当すると判断し、非開示妥当とする。

ク 次に、5行目～11行目であるが、これは上記の電話連絡を踏まえた課内の内部協議の内容であり、これを開示することにより、現在行われている事業の公正又は円滑な実施に重大な支障を及ぼす影響があると判断されることにより、6号情報により非開示妥当と判断した。

但し、5行目の「(課内協議)」については、表題であるため開示しても問題はなく、開示が妥当と判断する。

ケ 次に、12行目～14行目であるが、12行目については元々の開示部分であり、月日、時間が記載されている。13行目、14行目は個人名等の記載のため1号情報により非開示としたものであるが、これだけでは当該月日及び時刻に何があったかが不明であるため、13行目の「氏」を開示とし、その前に個人名が書かれていたことがわかるようにすることで、この時刻に個人に対して連絡を行った事実が判断できるようにすることは問題なく、この部分の開示は妥当と判断する。

コ 次に、15行目～22行目であるが、表題である「連絡」以外は非開示となっている。

既に、報道された内容からも大麻の確実な処分について指導したことは確認できることから、その事実の記載部分である「年内に処分ができない場合は、不法所持となることから、確実に処分いただきたいこと、」(17行目～18行目)及び「くれぐれも処分もれがないよう、確実に処分いただきたい。」(22行目)については開示することとし、その他の部分については、事業を営む個人に対する道からの指導・助言の部分であり、その内容が開示されると、将来同種の指導・助言等の実施に支障を生じ、事業の公正又は円滑な実施を困難にすると認められることから6号情報に該当すると認められ、非開示妥当と判断する。

サ 最後に、23行目～32行目であるが、表題である「回答」以外は非開示となっている。

この部分については、大麻の処分に係る上記の指導・助言に対する免許取得者の具体的な手段・方法が記載されており、これを開示することにより、事業を営む個人の事業活動が不当に損なわれると認められることから2号情報に該当すると認められ、非開示妥当と判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成29年12月5日	○ 諮問書の受理（諮問番号 568） ○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)審査請求書の写し、(3)公文書開示請求書の写し、(4)公文書一部開示決定通知書の写し、(5)審査請求の概要、(6)弁明書の写し、(7)反論書の写し、(8)対象公文書の写し）
平成29年12月12日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成30年1月17日 （第一部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成30年2月26日 （第一部会）	○ 審議
平成30年4月19日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
平成30年4月26日 （第94回審査会）	○ 答申案審議
平成30年5月10日	○ 答申

別紙1

対象公文書		非開示とした部分	適用条項	開示すべき部分	非開示部分の適用条項
第1段落	1行目～4行目	12月20日 14:00 (1行目) 上川保健所 福島主査 (2行目) 以外の3行目～4行目	北海道情報公開条例(以下「条例」という)第10条第1項第2号及び第6号	「先ほど」、「氏に電話連絡したところ」 (3行目) 「との回答があった。」 (4行目)	条例第10条第1項第1号及び第2号
第2段落	5行目～11行目	すべて	条例第10条第1項第2号及び第6号	(課内協議) (5行目)	条例第10条第1項第6号
第3段落	12行目～14行目	12月20日 15:10 (12行目) 以外の13行目～14行目	条例第10条第1項第1号	13行目のうち「氏」の部分	条例第10条第1項第1号
第4段落	15行目～22行目	【連絡】(15行目) 以外の16行目～22行目	条例第10条第1項第2号及び第6号	「年内に処分ができない場合は、不法所持となることから、確実に処分いただきたいことと」 (17行目～18行目) 「くれぐれも処分もれがないよう、確実に処分いただきたい。」 (22行目)	条例第10条第1項第6号
第5段落	23行目～32行目	【回答】(23行目) 以外の24行目～32行目	条例第10条第1項第2号及び第6号	無し	条例第10条第1項第2号